

9条連は12月27日付けで、野田首相宛てに「武器輸出三原則の緩和」に対する以下の抗議文を送りました。

武器輸出三原則の緩和に抗議する！

政府は本日（12月27日）、戦闘機などの国際共同開発・生産と国連平和維持活動（PKO）などで海外に持ち出した装備の他国への供与を可能とする武器輸出三原則の緩和を正式に決定し官房長官談話として発表した。

平和憲法をもつ日本が、このようななし崩し的な武器輸出緩和を行うことは、明らかに憲法違反であり、私たち9条連は怒りをもって抗議する。

武器輸出3原則は、1967年佐藤首相が国会で①共産圏諸国②国連決議による武器禁輸国③紛争当事国への武器輸出を認めないと表明し、76年には三木内閣が政府統一見解で、その他の国にも輸出を「慎む」と決めて全面禁止となったものである。

しかし83年米国への武器技術供与を例外扱いはしたのを皮切りに、官房長官談話で個別に例外を認めるようになってきたが、2005年には、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に着手し、また最近では航空自衛隊の次期主力戦闘機（FX）を米国などが開発するF35に決定したことから明らかのように、これらの武器輸出緩和の例外拡大は、米国政府と軍需産業の要請に応えるものである。

平和憲法をもつ日本が武器を輸出することは、明らかに憲法違反である。

米国政府と軍需産業の要請に応え、国会での議論も全くなく官房長官談話でなしくず的に例外を拡大して武器輸出を緩和することは、日本が軍事大国への道を歩むものとして私たちは、断じて反対するものである。

共同代表：浅井基文・浅野健一・伊藤成彦・植野妙実子・小倉英敬・ダグラス＝ラミス・常石敬一・常岡せつ子・中山弘正・樋口陽一・藤井治夫

2011年12月27日